

委託仕様書

1 委託名称

旧大宮小学校樹木伐採業務委託

2 委託場所

岡山市東区下阿知967

3 委託履行期限

契約日から令和8年2月27日まで

4 委託概要

旧大宮小学校伐採木位置図（別紙）に示す伐採エリアの樹木、枯木及び枯れ枝の伐採・剪定、伐採・剪定くず等の運搬・処分を行う。伐採木等の量が想定を超えることが見込まれる場合は、事前に監督員と協議を行うこと。

(1) 基本伐採方法

- ① 作業に当たっては周辺施設（ネット・コンクリート塀・隣接施設等）を損傷しないように注意深く行うこと。
- ② 原則として地際（地表面から20～30cm以内）で処理すること。
- ③ 切り口は水平に滑らかに面取りをしてきれいに仕上げること。
- ④ 設置している構造物等を取り除いて作業をする場合は事前に監督員と協議し、作業後、原状復帰を必ず行うこと。
- ⑤ 目印のついている樹木については伐採しないこと。

(2) 運搬・処分 伐採くず等の処分

伐採で発生したくず等は、敷地内に残らないようにすること。伐採・剪定で発生したくず等は枝葉を切り落とすなどして想定量を超えないようにすること。
グラウンドへ車両を侵入させた場合は、整地を行うこと。

5 業務責任者

受託者は契約締結後、速やかに業務責任者を選び届け出を行うこと。

6 「伐木等の業務（安衛則第36条第8号の業務）」における安全衛生特別教育

受託者は契約締結後、速やかに伐木等作業従事者の安全衛生特別教育の修了証の写しを提出すること。作業時は必ず安全衛生特別教育の修了証を常に携帯すること。

7 その他

- (1) 受託者は本委託の実施にあたり、関係法令等を遵守しなければならない。
- (2) 伐採・剪定作業にあたり道路使用許可等必要な手続きを行うこと。近隣の土地に影響がある場合は、事前に受託者が近隣に許可をとること。
- (3) 受託者は本委託作業の着手前に監督員と作業内容及び作業を実施する時期等について十分打合せ・調整のうえ、着手すること。また、委託作業表を提出のこと。なお、完了後は速やかに完了証明書等必要な書類を委託作業写真に添付し提出すること。
- (4) 受託者は業務の実施にあたり、施設利用者等の第三者災害の防止に十分努めること。
- (5) 一般車両の交通を阻害しないよう配慮すること。
- (6) 作業にあたっては、隣接する建物及び道路への枝の落下が懸念されるため、落下が予想される地点は、ポストコーン等で囲み、人及び車輛等が通行する際は作業を中断する等安全対策に留意すること。
- (7) 架線の防護が必要な場合は、防護措置を施してから作業を行うこと。また停電などの措置が必要な場合は、関係機関に連絡を行い手続きすること。
- (8) 詳細については事前に監督員と協議を行い対応すること。